

品川区立浅間台小学校 PTA 規約

平成 22 年 4 月 17 日改正

第 1 条 【名称及び事務局】

この会は、品川区立浅間台小学校 P T A と称し、事務局を同校内におきます。

第 2 条 【目的】

この会は、学校の経営方針に基づいて、保護者と教職員が協力して、家庭と学校と地域社会における子どもたちの安全と健全育成を図るとともに、会員相互の教養を高め、親睦を図ることを目的とします。

第 3 条 【活動】

前条の目的を達成するため、次の活動を行います。

家庭と学校と地域社会における子どもたちの安全と健全育成を図ること。

会員相互の教養を高め親睦を図ること。

校外における子どもたちの安全と生活指導に関すること。

広報活動に関すること。

第 4 条 【会員】

この会の会員は、品川区立浅間台小学校に在籍する子どもたちの保護者及び教職員とします。

第 5 条 【会費】

この会の運営に必要な経費は会費及び補助金・収益金等で賄い、金額は総会で決定します。

第 6 条 【中央役員】

この会に次の役員をおきます。

1. 会 長 1 名

この会を代表し、会務を統括します。

2. 副会長 3 名以上（副校長 1 名を含む）

会長を助け会務を処理し、会長に事故があった時には会長の代行をします。

3. 書 記 3 名以上（教員 1 名を含む）

運営委員会等の議事と会の活動を記録し、会員に知らせます。

4. 会 計 3 名以上（教員 1 名を含む）

会計事務を処理し、会計を報告します。

・この会の役員の任期は、新年度の始まりから当該年度の終わりまでとし、再任を妨げません。

・但し、再任は 3 回を限度とします（限度 4 年）。

・特段の事情の場合はこれを除く

・また、補欠役員の任期は、前任者の残任期間とします。

- ・中央役員は、学校の方針や家庭と地域の実態を踏まえ、1年間のPTA活動全体の企画立案及び運営に携わり、PTA活動を円滑に進めます。また、会員の共通理解を図ります。

第7条 【実行委員】

この会の様々な活動を行うために、実行委員を設けます。

第8条 【学年代表】

学年代表は、学校と家庭のパイプ役として子どもたちのことを考え、各学年の会員相互の親睦を深めます。各学年から選出された中央役員がこれにあたります。

第9条 【会計監査】

- ・この会に会計監査を2名おきます。任期は1年とします
- ・会計を監査し、総会に報告します。
- ・また、会計について必要と認める時は、会長に役員会の招集を要請することができます。
- ・会計監査は期末の監査が終了し、総会において承認を受けるまでその任にあたります。

第10条 【名誉会長】

校長は名誉会長となり、どのような会合にも出席し、意見を述べ諮問に応じることができます。

第11条 【顧問】

この会に顧問をおくことができます。

1. 顧問は会長の推挙により総会で決定します。
2. 顧問は会長の要請によりPTA活動に助言することができます。

第12条 【総会および各会】

この会の活動を行うため、次の会を開きます。

1. 総会
 - ・この会の最高意思決定機関で、全会員で構成し、毎年度当初に会長がこれを招集します
 - ・但し、会員の1/5以上の要請がある時、ならびに会長または運営委員会が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができます。
 - ・議長は総会で選出します。総会では、次の事項を決定します。
 - ・活動報告
 - ・決算の承認
 - ・中央役員の承認
 - ・活動計画及び予算の議決
 - ・規約の改正
 - ・会計監査及び顧問の承認
 - ・その他PTA活動についての重要な事項

2. 運営委員会

- ・中央役員と全委員1/3以上の出席をもって成立します。
- ・会長が必要に応じてこれを招集し、議長は副会長がこれに当たります。
- ・議事は出席者の過半数の賛成で成立します。
- ・総会で決定した事項の企画立案、中央役員会や実行委員会で立案された重要事項の審議、活動報告及び運営規定の変更などを行います。

3. 中央役員会

- ・会長が随時これを招集し、次の事項を審議します。また、必要に応じて、実行委員の出席を要請することができます。
 - ①PTA活動の常務
 - ②その他、緊急時の対応策の検討等

4. 実行委員会

- ・委員会活動の計画を立て実施します。

5. 特別委員会

- ・会長は運営委員会の承認のもとに必要なに応じてこれを設けることができます。

第13条 [総会の成立および決定]

総会は会員の1/3以上の出席をもって成立します。

但しやむを得ない場合に限り、委任状により出席を認めます。議決は出席者の過半数で決定し、同数の場合は議長の決によります。

第14条 [規約の改正]

この会の規約の改正は、中央役員会・運営委員会又は会員1/5以上の発議によります。

議決は総会出席者の2/3以上をもって決定します。

第15条 [活動年度]

この会の活動年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

第16条 [運営規定]

この会の中央役員・実行委員等の選出、会計処理、慶弔及びこの規約に定められていない重要な事項については、別途運営規定で定めます。

運営規定の改定は、中央役員会又は運営委員1/5以上の発議によります。

議決は運営委員会出席者の2/3以上をもって決定します。

浅間台小学校のPTA組織図

